

豊中あいわ苑デイサービスセンター 利用料金一覧表 【要支援】

	負担割合		1 割		2 割		3 割	
	要介護度		要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
基本料	保険負担分		1,763 円	3,614 円	3,526 円	7,228 円	5,289 円	10,842 円
加算	運動機能向上加算		238 円	238 円	476 円	476 円	714 円	714 円
	生活機能向上連携加算		106 円	106 円	212 円	212 円	318 円	318 円
	栄養アセスメント加算		53 円	53 円	106 円	106 円	159 円	159 円
	科学的介護推進体制加算		43 円	43 円	86 円	86 円	129 円	129 円
	サービス提供体制強化加算		76 円	152 円	152 円	304 円	228 円	456 円
	栄養改善加算		211 円	211 円	422 円	422 円	633 円	633 円
	口腔機能向上加算(1回)		169 円	169 円	338 円	338 円	507 円	507 円
実 費	日常生活品費	120円/回	480 円	960 円	480 円	960 円	480 円	960 円
	食材費	730円/回	2,920 円	5,840 円	2,920 円	5,840 円	2,920 円	5,840 円
利用料金(1ヵ月)			6,059 円	11,386 円	8,718 円	15,972 円	11,377 円	20,558 円

※別途、基本料・加算の合計額に5.9%相当の「介護職員処遇改善加算」・1.2%相当の「特定処遇改善加算」が加算されます。

※別途、新型コロナウイルス感染予防対策への費用として、2021年4月から9月までの半年間、基本料に0.1%上乘せします。

※実費の日常生活品費・食材費は要支援1は4回分・要支援2は8回分の利用料を記載しています。

(1)加算について

・運動器機能向上加算

看護師等が他職種と共同して、利用者の運動器機能の向上に係る個別計画を立案し、この計画に基づく適切なリハビリを実施した場合に、加算されます。

・生活機能向上連携加算

訪問・通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合または、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が訪問して個別機能訓練計画策定や助言を行う場合に算定されます。

・栄養アセスメント加算

管理栄養士を1名配置し、利用者ごとに管理栄養士、看護師などが栄養アセスメントを実施、その結果を説明します。また、LIFEへ情報提供した場合、加算されます。

・科学的介護推進体制加算

ADL、栄養状態、口腔機能、認知症の症状、その他心身の状況をLIFEへ情報提供した場合、加算されます。

・サービス提供体制強化加算

当該指定介護予防通所介護事業所は介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に加算されます。

・口腔機能向上加算

言語聴覚士、歯科衛生士、看護師を1名以上配置しており、口腔機能を利用時に把握し、介護職員などとともに口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
また、口腔機能を定期的に記録し、評価し、LIFEへ情報提供をした場合、加算されます。

・介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している事業所が加算されます。

※LIFE(Long-term care Information system For Evidence)とは、2021年度より新たに運用される国の新たなデータベースのことです。

(2)利用料支払いについて

①利用者指定口座からの自動振替の場合

- ・口座振替申込書を提出して頂き、毎月26日に指定された口座より自動振替を開始させていただきます。
(26日が金融機関休業の場合、翌営業日となります)
- ・領収書は、口座振替を確認した後、翌月の請求書郵送の際に同封して発行いたします。

②現金払いの場合

- ・現金払いは豊中あいわ苑1F事務所にてお支払下さい。
- ・その際、領収書をお渡ししますので、大切に保管して下さい。